

北海道札幌東陵高等学校「学校いじめ防止基本方針」

1 学校いじめ防止基本方針

近年、いじめは多種多様化し学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに深く傷つき、不登校や自殺に及ぶ生徒もあり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題となっている。そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図るための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめに対する基本的な考え方

以下の認識のもとに、教職員は在籍生徒の保護者、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

- ・「いじめは絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」

4 いじめの構造・態様・動機

（1）いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などもおり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。

（2）いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、メールやネットの書き込み等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

（3）いじめの動機

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

5 いじめの未然防止及び発生時の対応に係る組織

（1）本基本方針による対応を推進するため、いじめ防止・対策委員会を設置する。

（2）委員会の構成員は次のとおりとする。

- ・校長、副校長、教頭、生徒指導部長、年次主任、特別支援教育担当教諭、関係教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、その他（生徒指導部担当者等）

（3）いじめ防止・対策委員会の各構成員の役割は次のとおりとする。

- ・校長、副校長・・・指導顧問
- ・教頭・・・委員長
- ・生徒指導部長・・・事務局長（報告窓口）
- ・年次主任・・・担当年次状況把握
- ・特別支援教育担当教諭・・・特別支援的視点から助言
- ・関係教諭・・・クラス担任・部局顧問等（必要に応じ参加）

- ・養護教諭・・・保健室で知り得た情報の提供・助言
- ・スクールカウンセラー・・・専門家からの助言
- ・その他（生徒指導部担当者等）・・・事務局員

（３）委員会は次の業務を行う。

- ・いじめに係る取組の生徒及び保護者への周知・説明
- ・いじめの未然防止のための日常の指導・早期発見（※別紙１）
- ・いじめに係る緊急時や情報からの認知及び解決に向けた組織的な対応（※別紙２）
- ・いじめに対する取組の評価

6 いじめの予防

（１）日常の授業における指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

（２）特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
- ・ボランティア活動の充実による思いやりのこころの育成と自己有用感の涵養

（３）教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（個人面談を年２回以上実施する）

（４）人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

（５）情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるネットモラル教育の充実

（６）保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校の情報発信の促進

（７）特に配慮等が必要な生徒に対する支援

- ・「障がいのある生徒」や「自然災害等により被災した生徒」等、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援

7 いじめの早期発見（※別紙３）

（１）いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。（※別紙５）

（２）生徒理解の充実

いじめられている生徒・いじめている生徒のサインを意識するとともに、教室や家庭でのサインなど、あらゆる機会において被害を見逃さない姿勢で早期発見に努める。

（３）相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・外部の相談機関の紹介
- ・スクールカウンセラーの活用

（４）いじめ確認週間と確認の日の実施

いじめの早期発見のため、生徒に対し定期的な「いじめ確認週間」と最終日の「確認の日」を設け、いじめに関する情報の収集に努める。

（５）定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（６月、１０月）

（６）情報の共有

- ・報告経路の明示
- ・報告の徹底

- ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時等の引継ぎ
- (7) 迅速な対応の徹底
- ・適時のアンケート調査
 - ・個人面談の実施

8 いじめへの対応（※別紙4）

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、ともに考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・暖かい人間関係をつくる

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許さないという毅然とした態度で、いじめている生徒に、他人の痛みを考え、直ちにその行為をやめるように強く指導を行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、いじめを絶対に許さないという意思を持たせ、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成するための指導を行う。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・いじめられている生徒の立場に立ち、じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して十分な理解を図る
- ・親子のコミュニケーションや家族のサポートなどの協力を求める
- ・学校への不信感をもたれないよう誠実に丁寧に対応する

②いじめている生徒の保護者に対して事実を確認したら速やかに面談し、詳細について丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめられている生徒の心情を理解してもらう
- ・行動が変わるために保護者の協力が必要であることを理解してもらう

③保護者同士が対立する場合など教員が間に入って関係調整が必要となる場合。

- ・生徒が置き去りにならないよう配慮する
- ・学校に対する保護者の思いを丁寧に聴く
- ・場合によっては教頭が直接保護者と面談を行う
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携学校だけで解決が困難な場合、情報の交換だけではなく、一体的な対応を行う。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

9 ネットいじめへの対応

ネットいじめとは文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(1) ネットいじめの予防

①保護者への啓発・協力依頼

- ・インターネット・携帯電話の使用に関する保護者の見守り
- ・フィルタリング

②情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるネットモラル教育の充実

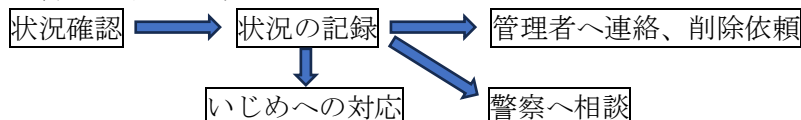
③ネット社会についての講話・研修会の実施（保護者・教員、生徒）

(2) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・道教委ネットトラブル未然防止のためのネットパトロールによる情報
- ・学校独自の定期的なネットパトロールによる情報

②不当な書き込みへの対処



10 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し解決にあたる。

(3) 重大事態への対処

いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者からの申し立てがあったときには、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。また、いじめの重大事態については本基本方針や国のガイドラインにより適切に対応する。

11 校内研修の充実

教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

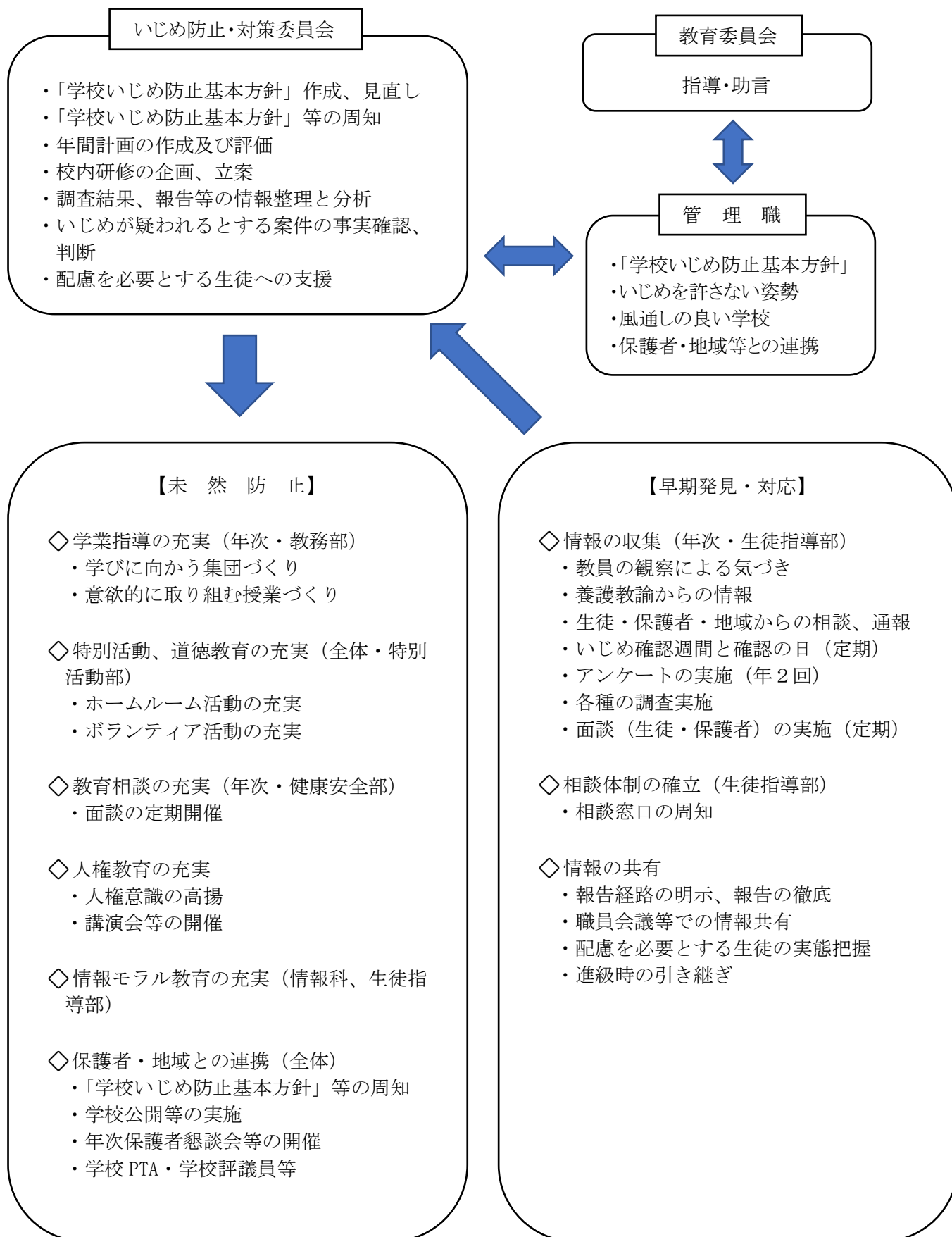
12 点検・見直しについて

本校の「いじめ防止基本方針」について、次の機会を通して保護者や生徒、地域の理解を得ることとする。

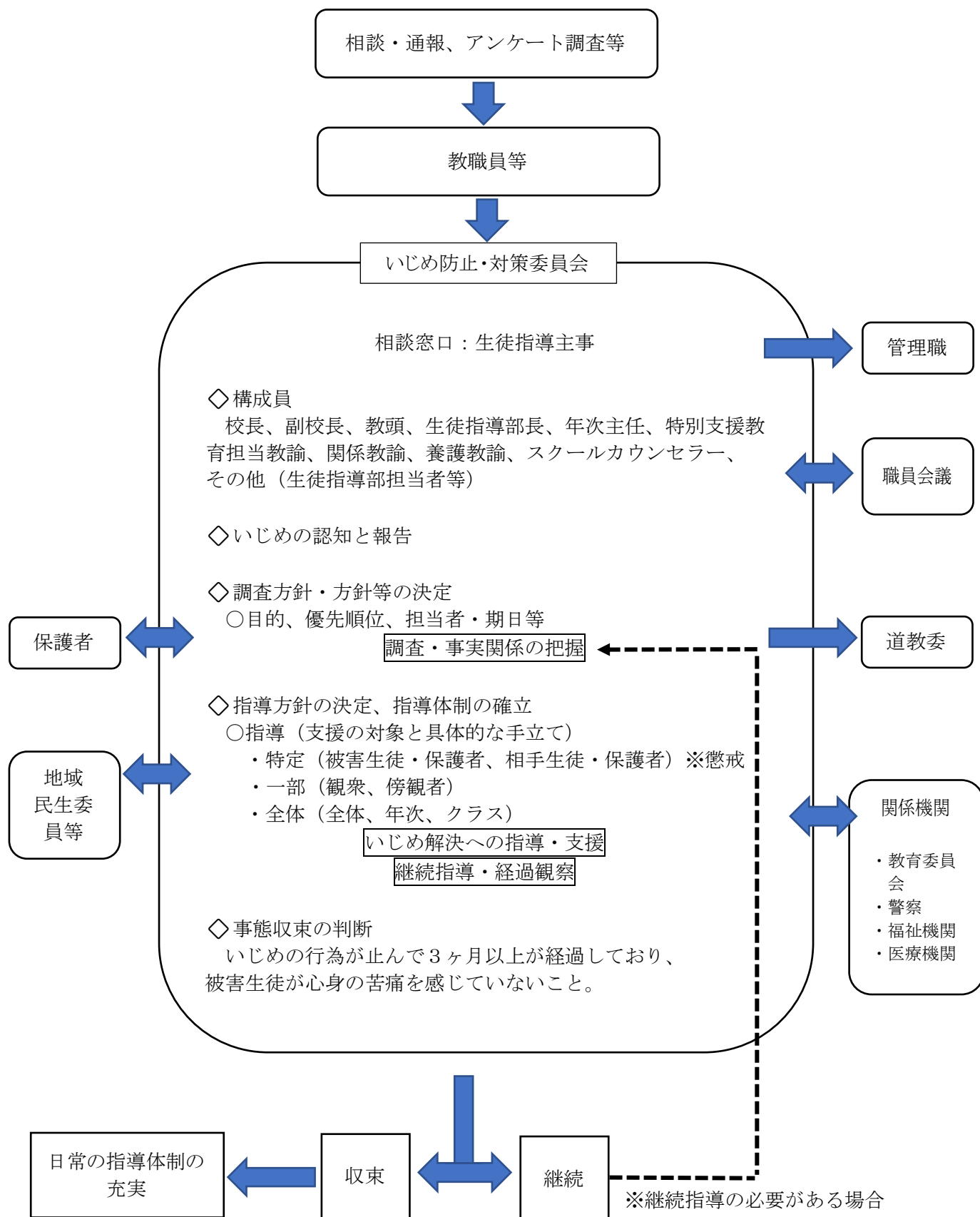
- ・保護者と教職員の会（PTA）総会及び役員会
- ・生徒総会・評議員会
- ・学校評議員会、など

平成 26 年（2014 年）	4 月 7 日	策定
令和元年（2019 年）	12 月 1 日	改訂
令和 5 年（2023 年）	10 月 1 日	改訂
令和 5 年（2023 年）	12 月 25 日	改訂
令和 7 年（2025 年）	1 月 23 日	改訂

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



いじめの発見

- いじめが疑われる言動を目撃
- 日記や生活ノート等から気になる言葉を発見
- 「いじめアンケート」等から発見

- 教員や学習支援員等からの気になる報告
- 被害児童生徒からの訴え・相談
- いじめを目撃した児童生徒からの報告・相談
- 被害児童生徒の保護者からの訴え・相談
- いじめを目撃した児童生徒の保護者からの連絡・相談

報告

解決に向けて、正確な事実確認を行う。ただし、事実確認に時間を要し、学校いじめ対策組織へ報告が遅れないようにする。

いじめの報告を受けた際、教職員が陥りやすい傾向

- ・自分は指導力があるので、自分の力だけで解決できると過信する。
- ・不十分な事実確認のもと、児童生徒からの訴えを先入観や一方的な思い込みで判断する。
- ・いじめが生じたことを自分の指導力不足が原因と思い、他の教職員に知られたいと感じて抱え込んでしまう。

学校いじめ対策組織

会議の開催

- 報告内容の整理・共有
 - ・現在の状況(いじめの状況)
- 事実関係の把握
 - ・聴き取りの対象、内容、留意点等の確認
 - ・聴き取りの分担
 - ・被害・加害・関係児童生徒への事実確認
 - ※個別に同時進行で確認
 - ※事実確認と指導を明確に区別
 - ・聴き取った情報(発生日時、場所、内容等)を整理し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握

○ いじめの認知判断

○ 対応方針の決定

- ・児童生徒の安心・安全を最優先として、緊急度を確認
- ・役割分担(いつ、誰が、どのように対応するのかなど)を決定
- ・全教職員に周知し、組織で迅速に対応

早期の組織的対応

被害・加害児童生徒への対応

保護者への報告・連携

教育委員会への報告・連携

関係機関との連携 (児童相談所・警察等)

- 対応経過、改善の進捗状況の確認

いじめの程度に応じた対応

□ 被害児童生徒への対応例

■ 加害児童生徒への対応例

		加害児童生徒の行為の重大性の程度							
		低  高							
被害児童生徒が感じる心身の苦痛の程度 	精神的な状況	暴力を伴う場合	好意で行った言動	意図せずに行った言動	衝動的に行った言動		故意で行った言動		
					暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う	
	低	一時的な不快感・落ち込み	けがなし	☐ ■ 経過観察、定期的な声掛け	☐ 気持ちの受容、本人のよさを伝える ☒ 人を傷付ける言動について指導 ☐ ■ 経過観察、声掛け	☐ 心のケア ☒ 絶対に使っていない言葉への指導、謝罪の場の設定 ☐ ■ 経過観察、声掛け	☐ 心のケア、SCの面談 ☒ 暴力は絶対に許されないことを指導、謝罪の場の設定	☐ 経緯の聴き取り、心のケア、SCの面談 ☒ 経緯の聴き取り、行為への指導	☐ 経緯の聴き取り、心のケア、SCの面談、外部相談機関の紹介 ☒ 経緯の聴き取り、別室指導 ☐ ■ 学校サポートチーム会議の開催
				☐ 相手の言動の意図を説明、SCの面談 ☒ 相手の気持ちの説明	☐ SCの面談 ☒ 不適切な言動への指導	☐ SCの面談 ☒ 絶対に使っていない言葉への指導、謝罪指導	☐ SCの面談 ☒ 怒りの対処法指導	☐ SCとの継続的な面談 ☒ 複数の教員による指導、監督 ☐ ■ 複数の教員による経過観察	☐ 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 ☒ 警察や児童相談所等との連携による指導 ☐ ■ PTAの協力連携、地域住民との連携
高	登校渋り			医療機関で一回治療する程度のけが	☐ 家庭訪問	☐ ■ SSW等の活用	☐ ■ SSW等の活用 ☒ 外部専門家との連携、医療・福祉機関等との連携	☐ ■ SSW等の活用 ☒ 外部専門家との連携、医療・福祉機関等との連携	☐ ■ SSW等の活用、医療・福祉機関等との連携 ☐ ■ 学校サポートチーム会議の開催
重大事態 	☐ ■ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に基づき対応 ☐ ■ いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査 ☐ ■ 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 ☐ ■ 再発防止策の策定、実施 ※重大事態かどうかの判断は、加害児童生徒の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害児童生徒が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害児童生徒や保護者の訴え等を考慮し、学校と所管教育委員会で適切に行う。								

※被害・加害児童生徒の保護者への連絡は必須

※SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

いじめや嫌な思いに関する報告書

1 相談内容 (□にレを記入)	☐ 冷やかす ☐ からかい ☐ 悪口 ☐ 仲間はずれ ☐ 無視 ☐ ぶつかられる ☐ たたかれる ☐ 蹴られる ☐ 持ち物をかくされる ☐ 持ち物をいたずらされる ☐ メールやSNSでの悪口、誹謗中傷 ☐ その他 (内容は6に記載)
2 届出 (面談) 日時	令和 年 月 日 () 曜日 時 分 届出生徒 年 組 番 男・女 氏名 (□ 被害生徒本人 □ 見たり聞いたりした) 記入者
3 生徒氏名	被害生徒 年 組 番 男・女 氏名 加害生徒 年 組 番 男・女 氏名
4 発生日時 (1) いつ (いつからいつまで) (2) 具体的な日時 (わかれば) (3) 発生頻度	(1) (2) (3)
5 主な発生場所	
6 (1) 内容 (2) 画像・動画などの記録の有無 (3) 希望すること	(1) (2) (3)
7 相談している人 (□にレを記入)	☐ 担任・副担任・年次の先生 ☐ 部活動の顧問 ☐ 保健室・相談室の先生 ☐ スクールカウンセラー ☐ 友人 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 電話相談 ☐ メールやSNSの相談窓口 ☐ その他 ()
8 家庭との連携	☐ 有り(方法:) ☐ 無し
9 外部機関との連携	☐ 有り(相談機関名:) ☐ 無し
10 その他 (留意点)	